

建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号） の改正案について（概要）

令和元年12月
国土交通省
土地・建設産業局

1. 背景

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を20%削減するため、基本計画を策定しており、建設業法に基づく手続についても簡素化を実施する必要がある。

これを踏まえ、建設業許可事務ガイドラインの一部を改正することとする。

2. 改正の概要

建設業の許可に係る書類の見直しを行い、以下の書類に係る記載を削除することとする。

（1）営業所に関する資料

- ① 営業所の地図
- ② 営業所を使用する権原を確認するための書類（不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し等）

（2）建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する書類

令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類（健康保険被保険者証カード（両面）の写し等）

3. 今後のスケジュール（予定）

改正日 : 令和2年1月
施行日 : 令和2年4月1日